

# 相続税は大幅に緩和

## —50年度の税制改正により—

人が死亡すると、その人が持っていた財産や債務は相続人が引き継ぎます。これを相続といいます。そして、その相続人が引き継いだ財産には相続税がかかります。



# 助役に竹内節夫氏が就任

## 六月二十三日の臨時町議会で

六月二十三日の臨時町議会において、助役に前町議会議長の竹内節夫氏が選任され就任しました。

### 就任のごあいさつ

盛夏のみぎり、町民皆様ますますご健勝でそれのお仕事にご精進の趣き、慶賀の至りに存じます。去る六月二十三日、町議会並びに町民の皆様より温かいご支援を頂きました。もとより浅学非才、行政についてはほんの経験もなく前途多難が予想されますが、町長の驥尾にて誠心誠意、町民の公ぼくとして、町の発展のため全力を傾ける覚悟でございます。何とぞ皆様方のご指導と、ご鞭撻を心からお願い申し上げ、就任のごあいさつといたします。

### 略歴

・東陽小PTA会長・町消防団副団長・町農業協同組合理事・匝瑳郡市農業協同組合監事・県大利根土地改良区理事・町議会議長。

(問) 相続人や遺産の分割はどうやって決めるのですか。

答 相続人については、民法で定められていますが、普通の場合は死亡した人の配偶者と子です。子がないときは、配偶者と直系尊属(父母や祖父母)が、子も直系尊属もないときは、配偶者と兄弟、姉妹が相続人となります。また、子がすでに死亡していて孫がいるときは、孫は子と同じ立場で相続人となります。これを代襲相続といいます。

遺産は、相続人の協議によってどのようにでも分割できますが、民法では法定相続分として次のような割合を定めています。

一、相続人が配偶者と子の場合、配偶者三分の一、子三分の二

二、相続人が配偶者と直系尊属の二分の一、配偶者二分の一、直系尊属三分の一

三、相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合:配偶者三分の一、兄弟姉妹に均等に分割します。

(問) 相続税はどのように計算するのですか。

答 相続税は、正味の遺産総額が遺産にかかる基礎控除額を超えるときに、その超えてくる部分にかかります。その計算は次のとおりです。

一、まず、各相続人が引き継いだ割合を定めています。

二、相続人が配偶者と子の場合、配偶者三分の一、子三分の二

三、相続人が配偶者と直系尊属の二分の一、配偶者二分の一、直系尊属三分の一

四、各相続人が納める税額は、三で計算した相続税の総額を、各相続人が実際に引き継いだ正味の遺産額の割合に応じてあん分したものです。

(問) 税金が軽くなる特例はな

いですか。

答 相続税は、原則として相続人が引き継いだすべての財産にかかります。したがって、現金、預貯金、有価証券、貴金属、土地、家屋などはもちろんのこと、売掛金や受取手形などの債権、商品や製品などの有形固定資産、借地権・

を差し引いて各人の正味の遺産額を計算します。そして、それを合計して正味の遺産総額を計算します。

二、次に、正味の遺産総額から、遺産に係る基礎控除額を差し引いて課税遺産額を算出します。

基礎控除額とは、定額控除額と法定相続人比例控除額の合計額です。

定額控除額は二千万円で、法定相続人比例控除額は、四百万円に法定相続人の数をかけた金額です。この場合の法定相続人の数は、相続放棄をした人がいても、その放棄がなかつたものとして数えます。

三、二で計算した課税遺産額を、各相続人がそれぞれの法定相続分に応じて引き継ぐものと仮定して各相続人の課税遺産額を計算し、それにそれぞれの税率をかけて税額を算出します。その税額を合計したものが相続税の総額です。

相続税の税率は、超過累進税率といって、各人の課税遺産額が多くなるにつれて段階的に高くなるしくみになっています。

(問) 相続税はどのような財産にかかるのですか。また、財産の価額はどのような方法で決めるのですか。

答 相続税は、原則として相続人が引き継いだすべての財産にかかります。したがって、現金、預貯

心身障害者などの場合には、四で計算した各人の税額から、次のような税額控除が行われます。

一、配偶者の税額控除:配偶者の場合に引き継いだ正味の遺産額のうち、すべての相続人が引き継いだ正味遺産合計額の三分の一相当の金額までに対する相続税が控除されます。

二、配偶者の税額控除:配偶者の場合に引き継いだ正味の遺産額のうち、すべての相続人が引き継いだ正味遺産合計額の三分の一相当の金額までに対する相続税が控除されます。

なお、その三分の一相当額よりも四千万円の方が多いときは、四千万円までに対する相続税が控除されます。

二、未成年者控除:未成年者が二十歳に達するまでの年数をかけて算出した金額が控除されます。

三、障害者控除:心身障害者の場合は、三万円(特別障害者の場合は六万円)にその障害者が七十歳に達するまでの年数をかけて算出した金額が控除されます。

三、障害者控除:心身障害者の場合は、三万円(特別障害者の場合は六万円)にその障害者が七十歳に達するまでの年数をかけて算出した金額が控除されます。

(問) 相続税はどのような財産にかかるのですか。また、財産の価額はどのような方法で決めるのですか。

答 相続税は、原則として相続人が引き継いだすべての財産にかかります。したがって、現金、預貯

金、有価証券、貴金属、土地、家屋などはもちろんのこと、売掛金や受取手形などの債権、商品や製品などの有形固定資産、借地権・

財産の価額から、債務や葬式費用です。